

詳しくは、「資源とごみの分け方・出し方」をご覧ください。

もやせるごみ 週2回

もやせるごみってどんなもの？

資源として出せないものです。

- 1 生ごみ
- 2 紙おむつ マスク
- 3 陶器・電球 ガラス製品
- 4 木製品 (袋に入る大きさのもの)
- 5 皮革製品
- 6 プラスチック製品 (プラスチック製容器包装・ペットボトル以外)
- 7 ゴム製品

枝木(せん定枝)について
特別 指定袋に入れにくい場合、ひもでしばったものに、指定袋を巻きつけて出すことができます。

ロープやホースなどについて
 指定袋に入れてください。

どうやって出すの？

ごみ袋に入れて出してください。

指定袋以外で出されたものは収集しません

生ごみは水気をよく切る。

ガラスなどの割れ物や、先の鋭利なものは、新聞紙などに包んで、指定袋に「注意」と書いてください。

金属 月1回

金属ってどんなもの？

分別早見表に記載してあるものと、記載がなくてもおおむね金属素材でできているもの(家電リサイクル法対象品を除く)です。乾電池は抜いてください。ストーブ、ファンヒーターは灯油を抜いてください。

穴あけ不要です。 灯油を抜く

どうやって出すの？

金属用袋に入れて出してください。

指定袋以外で出されたものは収集しません

包丁・はさみなどの刃物類は、新聞紙などに包んで、指定袋に「注意」と書いてください。

充電式電池・ボタン電池は、販売店に返してください。

充電式電池(繰り返し使える小型充電電池)
 リサイクルマーク
 充電式電池(繰り返し使える小型充電電池)
 リサイクルマーク

プラスチック製容器包装 週1回

プラスチック製容器包装ってどんなもの？

このマークが目印です。容器や包装に使われるプラスチック製のもので、中身の入ったものは収集しません。

- 1 カップ・パック類
- 2 ボトル類
- 3 袋類
- 4 フィルム・ネット類
- 5 キャップ・ラベル類
- 6 トレイ類
- 7 錠剤の容器包装
- 8 緩衝材(発泡スチロールなど)

※裏の銀色シートは、はがす必要はありません。

どうやって出すの？

指定袋に入れて出してください。

指定袋以外で出されたものは収集しません

中身を使い切ってください。

汚れがあるものは軽くすすいでください。

紙製容器包装 月2回

紙製容器包装ってどんなもの？

このマークが目印です。容器や包装に使われる紙製のもので、中身の入ったものは収集しません。

- 1 紙箱類
- 2 紙製・カップ類
- 3 台紙類
- 4 酒やジュースの箱
- 5 包装紙類
- 6 紙袋類
- 7 ふた類

※内側が白以外のもの

※持ち手が紙製のもの

どうやって出すの？

軽く水ですすいでください。

缶で収集しないもの

スプレー缶・カセットボンベ

金属に出してください。

びんってどんなもの？

飲み物、食べ物が入っていたものに限りです。

お願い!

繰り返し使えるびん(一升びん・ビールびん)はできるだけ販売店に返してください。

どうやって出すの？

キャップを外してください。

※プラスチック製のキャップは「プラスチック製容器包装」へ

※金属製のキャップは、「金属」へ

びんのラベルははがす必要はありません。

割れたびん・薬品・コップ

もやせるごみに出してください。

古紙・古着 月2回

古紙・古着ってどんなもの？

- 1 新聞紙
- 2 雑誌・カタログ類、ラップ・トイレペーパーの芯
- 3 ダンボール箱
- 4 紙パック(内側が白いもの)
- 5 シュレッダー古紙
- 6 古着

ここに注意!

古紙・古着で収集しないもの

▼カーボン紙 FAX

△古紙

△感光紙

△下着類、汚れているもの、破れているもの

△着るものではないもの(毛布、タオル、シーツ、布団カバーのみ可) ぬいぐるみ

スリッパ 布団

もやせるごみに出してください。

指定袋に入らないものは粗大ごみとして粗大ごみ受付センターに申し込むか、自己搬入してください。

缶・びん・ペットボトル

缶ってどんなもの？

このマークが目印です。

飲み物、食べ物が入っていたものに限りです。

缶で収集しないもの

スプレー缶・カセットボンベ

金属に出してください。

びんってどんなもの？

飲み物、食べ物が入っていたものに限りです。

お願い!

繰り返し使えるびん(一升びん・ビールびん)はできるだけ販売店に返してください。

どうやって出すの？

キャップを外してください。

※プラスチック製のキャップは「プラスチック製容器包装」へ

※金属製のキャップは、「金属」へ

びんのラベルははがす必要はありません。

割れたびん・薬品・コップ

もやせるごみに出してください。

蛍光灯 随時

ここに注意!

蛍光灯の回収をしています!

平成27年に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が公布され、松江市においても、廃棄された蛍光灯などの水銀使用廃棄物を適正に回収するため市内に専用回収ボックスを設置し、蛍光灯の回収をしています。

対象外 白熱電球・LEDランプ・ハロゲンランプ・割れた蛍光灯 (対象外のもの新聞紙に包んでもやせるごみに出してください)

蛍光灯ってどんなもの？

直管形 環形 電球形

どうやって出すの？

お願い!

破損防止のため、なるべく紙筒・紙箱に入れてそのまま回収ボックスに入れてください。

市が設置した回収ボックスはここにあります

(令和5年7月現在)

松江市環境センター、松江市本庁、各支所、(宍道町) ショッピングスクエアベル、(八束ごみ集積所) 波入・遅江・二子・入江川井集積所、(公民館) 乃木・古志原・大庭・竹矢・本庄・持田・生馬・法吉・旧古江・秋鹿・大野・(島根町) 旧野波公民館、朝酌公会堂、JAしまね忌部店、100満ポルト松江本店

〈家庭ごみの自己搬入〉

「家庭ごみの自己搬入」とは、ごみを出される方ご自身がごみ処理施設まで持ち込むことです。

【搬入場所】エコクリーン松江(鹿島町上講武1699-1)

【ごみの種類】もやせるごみ、金属、粗大ごみ

【受付日時】◆月曜～金曜(祝日・12/29～1/3は除く) 午前9:00～午後4:00
 ◆毎月第2日曜(12月は第2・第4日曜)も同じ時間で受付をします。

【手数料】50kgまでは500円。10kg増毎に80円を加算

【搬入場所】美保関不燃物処理場(美保関町千酌1307-1)
 宍道リサイクルセンター(宍道町東来待974-1)

【ごみの種類】粗大ごみ

【受付日時】◆月曜・金曜(祝日・12/29～1/3は除く) 午前9:00～11:30、午後1:00～4:00
 ◆水曜(祝日・12/29～1/3は除く) 午前9:00～11:30

【手数料】50kgまでは500円。10kg増毎に80円を加算

〈粗大ごみの回収〉(年度内2回・1回につき2個まで)

●メール申し込み(後日収集日等のご案内をいたします。)

電話申し込み
粗大ごみ受付センター ☎0852-27-1570
 月曜～金曜(祝日・12/29～1/3は除く) 8:30～17:00

※粗大ごみ1個につき763円の粗大ごみ処理手数料券が必要となります。粗大ごみ処理手数料券の販売店につきましては、粗大ごみ受付センター(27-1570)で申し込み時にお知らせいたします。

←こちらのメールフォームからお申し込みください。
 住所・氏名・電話番号(8:30～17:00の間に連絡可能な番号)申し込み品名・数量・大きさを入力して送信してください。

問合せ先:リサイクル都市推進課 55-5281

【手数料】50kgまでは500円。10kg増毎に80円を加算